

京都市告示第 21 号

道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の路線を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 4 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路 線 名	旧新別	起 終	点 点	重要な 経過地
1	高速道路 1 号線	旧	山科区西野山桜ノ馬場町144番地の11地先 伏見区深草西川原町10番地地先		
		新	山科区西野山桜ノ馬場町144番地の3地先 東山区福稲柿本町31番地の6地先		

(建設局道路部道路明示課)